

# 魅力ある学校づくり調査研究事業実施要項

平成28年4月1日改正

## 1 趣旨

不登校については、各地域において、未然防止（全ての児童生徒対象）、初期対応（不登校の兆しが見えた児童生徒対象）、自立支援（不登校状態にある児童生徒対象）の取組が行われてきた。しかし、近年、全国における不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、各校の取組が各校の不登校の現状に対応したものとなっているかを改めて検証し、状況によって取組を改善することが求められる。

こうした検証や改善が適切に行われるためには、当該学校の教職員だけでなく、教育委員会指導主事が、文部科学省の生徒指導に関する調査等客観的資料に基づき、学校や中学校区の状況とこれまでの取組の成果や課題を明らかにし、的確な指導助言を行う必要がある。また、教育委員会には、地域の実情に応じた効果的な取組を施策化することで地域全体の不登校対策を推進することが期待される。

そのため、国立教育政策研究所では、不登校児童生徒の出現を抑制するために教育委員会が果たすべき役割について、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会を対象とした調査研究を実施する。

調査研究によって得られた内容を教育委員会指導主事用資料にまとめ、広く全国の教育委員会に周知することで、各地域における不登校対策の充実を図る。

## 2 事業の委嘱

- (1) 委嘱を受けようとする都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会は、別途定める委嘱希望の様式を、国立教育政策研究所に提出するものとする。
- (2) 国立教育政策研究所は、上記(1)により提出のあった内容を審査し、本事業の委嘱が適当と認めた場合、別途定める実施計画書の提出を求める。
- (3) 国立教育政策研究所は、上記(2)により提出のあった実施計画書が適切であると認めた場合、当該都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会に対し調査研究事業を委嘱する。

## 3 委嘱期間

委嘱期間は、2年間を予定しているが、事業の委嘱は会計年度ごとに行う。なお、事業の進捗状況を点検し、国立教育政策研究所において、一定の成果が出たと判断した場合は、初年度末をもって都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会への委嘱を終了する。また、事業の委嘱を受けた都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会が本実施要項等に違反した場合は、委嘱内容の一部又は

全部を解除することがある。

#### 4 事業の内容

事業の委嘱を受けた都道府県教育委員会は、未然防止（全ての児童生徒を対象とした授業づくりや集団づくり等）、初期対応（不登校の兆しが見えた児童生徒を対象とした組織的な対応等）の取組における市区町村教育委員会の果たすべき役割について調査研究を実施するため、域内の市区町村教育委員会を指定する。

事業の委嘱を受けた政令指定都市教育委員会，又は都道府県教育委員会より指定された市区町村教育委員会は，以下（１），（２）を実施する。

##### （１）未然防止に関する調査研究内容

- ①児童生徒にとっての魅力ある学校づくりを推進するための，各学校及び中学校区の創意工夫をいかした取組に対する教育委員会の指導助言の在り方。
- ②不登校やいじめ等の未然防止につながる小・中連携及び小・小連携の効果的な取組に関する教育委員会の指導助言の在り方。
- ③年間３回の意識調査等を活用したPDCAサイクルに基づく計画的，組織的な取組に関する教育委員会の指導助言の在り方。
- ④不登校やいじめ等の未然防止につながる魅力ある学校づくりの取組の評価方法の在り方。

##### （２）初期対応に関する調査研究内容

- ①各校における効果的な初期対応につながる市区町村での統一基準の在り方。
- ②各校における専門家の効果的な活用につながる配置・派遣の在り方。
- ③対象児童生徒の状況を定期的に把握する調査方法や分析方法。
- ④市区町村全体での初期対応の充実に資する組織や会議の在り方。

#### 5 事業の実施方法等

- （１）事業の委嘱を受けた都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会，都道府県教育委員会より指定された市区町村教育委員会は，国立教育政策研究所の助言を受けて事業を実施する。また，事業を円滑に実施するため，事業担当者をそれぞれ１名以上任命する。
- （２）都道府県教育委員会は，本事業の円滑かつ効果的な実施のため，指定した市区町村教育委員会に対して，必要に応じて適切な指導助言を行う。また，本事業の成果の域内における普及啓発に努める。
- （３）国立教育政策研究所は，事業の充実に図るため，原則として年４回の調査研究委員会を東京都で開催する。各教育委員会事業担当者は毎回必ず参加することとする。国立教育政策研究所は必要に応じて，本調査研究委員会に有識者の参加を求めることとする。
- （４）国立教育政策研究所は，原則として年１回市区町村教育委員会を訪問し，事業の実施状況等について実態調査を行う。

- (5) 国立教育政策研究所は、本事業の充実に資するため、意識調査及びその他必要と認めた調査について、政令指定都市教育委員会及び市区町村教育委員会より調査結果の提供を受け、事業全体の成果と課題の分析等を行う。
- (6) 国立教育政策研究所は、全国の学校や教育委員会等における生徒指導の充実に役立てるため、調査研究の取組状況をインターネット上に公開するなど、事業の広報に努める。
- (7) 実績報告書については、本事業の研究成果を普及するため、研究所においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表するほか、国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。

## 6 事業報告書等の提出

委嘱を受けた都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会は、別途定める実績報告書及び収支精算書を作成し、各年度の事業終了後30日を経過した日又は3月27日のいずれか早い期日までに、国立教育政策研究所に提出するものとする。実績報告書及び収支精算書以外の提出物等については、国立教育政策研究所より別途連絡するものとする。

## 7 事業に要する経費

- (1) 国立教育政策研究所は、予算の範囲内で、年度ごとに事業に必要な所要額を都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会等からの請求に基づいて支払うものとする。
- (2) 委嘱金額の支払は、原則、事業終了後に提出する実績報告書及び収支精算書の確認後の精算払とする。ただし、財務状況等から特に事業の遂行に支障を来す場合、四半期ごとに、既に実施(履行)が完了した部分について確定した経費の支払を請求できることとする。
- (3) 委嘱金の支払の対象となる経費及び各経費項目への配分額は、実施計画書のとおりとするが、変更する必要がある場合はあらかじめ国立教育政策研究所に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、実施計画書の各経費項目における配分額の変更増減が、委嘱金額の総額の20%以内の場合には、この限りでない。
- (4) 委嘱経費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して適当な帳簿を用い整理し、用途を明らかにしておくものとする。

## 8 その他

国立教育政策研究所は、必要に応じて、事業の委嘱を受けた都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会、都道府県教育委員会より指定された市区町村教育委員会に対し事業の実施状況及び経費の処理状況について聞き取り調査を行う。